資料５

令和9年度　林野庁関係予算概算要求の概要

令和8年8月

区　　分	令和8年度 当初予算額	令和9年度 概算要求額	対前年度比
	億円	億円	%
公共事業費	1,992	2,562	128.6
一般公共事業費	1,899	2,469	130.0
治山事業費	628	816	130.0
森林整備事業費	1,271	1,653	130.0
災害復旧等事業費	93	93	100.0
非公共事業費	1,120	1,393	124.5
合　　計	3,112	3,956	127.1

（注）1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金の中で、林野庁関係事業を措置している。

2 金額は、関係ベース。

3 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

※「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費及び「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費については、事項要求として予算編成過程で検討。

令和９年度林野庁関係予算概算要求の重点事項

総額　３，９５６億円
うち『「強く豊かな日本」投資枠』　３７０億円
（３，１１２億円）
＜１，４１９億円＞

『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、食料安全保障の強化等に向け、農林水産業の持続可能な成長を実現するための予算を要求

①　「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、 ②　「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、 ③　「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、 ④　飲食料品の消費税率の引下げに係る対応に係る経費 については、予算編成過程で検討。

（注１）各事項の下段（　）内は、令和８年度当初予算額
（注２）各事項の下段＜　＞内は、令和７年度補正予算額

○　日本成長戦略等を踏まえた潜在成長率の引上げ

（『「強く豊かな日本」投資枠』活用項目）

○　農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化

百年つづく「森の国・木の街」の礎の確立

１　林業・木材産業分野における成長産業化に向けた取組の加速化

①　「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業　　８３億円
（－）
＜－＞

・都道府県が策定する「森の国・木の街創造連携計画」（仮称）に基づき、川上から川下までの関係者の連携による生産性や付加価値の向上の取組（森林の集積・集約化、スマート林業技術の実装、路網整備、木材製品の付加価値向上、都市の木造化・木質化等）について、関連施策（１の③、２の①、②）の優遇措置により国産材サプライチェーンの強靱化を重点的に支援

②　林業適地における路網整備・再造林等の推進＜公共＞　　**２５４億円**

・木材の供給能力の強化に向け、林業適地における重点的な路網整備や確実な再造林等を推進　　（－）

＜－＞

③　スマート林業等新技術推進総合対策　　**７億円**

・デジタル情報の基盤整備、スマート林業技術の導入環境整備、フィジカルＡＩ等の先端技術を活用したスマート林業機械・機器等や木質系新素材の開発・実証、地域一体での林業ＤＸの実現に向けた戦略拠点の構築等を支援　　（３億円）

＜－＞

④　花粉の少ない苗木の生産拡大　　**２８億円**

・細胞増殖技術を活用した苗木大量増産技術の開発、官民一体となった苗木増産体制の強化、花粉の少ない苗木の広域流通等を支援　　（－）

＜１６億円＞

２　森林資源の循環利用の推進

①　森林循環利用・付加価値創出対策　　**１８６億円**

・森林の集積・集約化や森林境界の明確化、林業適地における路網の整備と再造林の省力・低コスト化、先進的な林業機械の導入、将来的に集積・集約化を担いうる者への技術習得支援等による多様な林業経営体の育成、広葉樹の利活用の促進、林野火災予防に資する森林情報マップの整備、森林病害虫対策の推進、木材加工流通施設の整備や木造公共建築物の整備等を支援　　（９２億円）

＜－＞

・ＪＡＳ構造材やＣＬＴ等を活用した木造化、日本産木材製品の輸出促進、合法伐採木材の利用促進、合理的な木材価格の形成の促進、木育等を通じた消費者等の理解醸成の促進、特用林産物の競争力強化等を支援

・山村地域の活性化や里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「森業（もりぎょう）」を通じた森林価値創造等の取組を支援

②　森と木の人材育成・確保総合対策　　**５７億円**

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の者への給付金給付、森林プランナーの育成、林業経営体の安全診断などの労働安全対策、木造建築物の設計者・施工者育成等の取組を支援　　（４９億円）

＜－＞

③　森林の総合保全対策　　**２２億円**

・効果的・効率的なシカ捕獲の取組や、森林病害虫による被害の抑制等の森林の総合的な保全対策を推進　　（７億円）

＜９億円＞

④　花粉症解決に向けた総合対策　　７３億円

・スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉飛散量の予測・飛散防止、スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証等の取組を推進　　（０．４億円）　＜５６億円＞

３　国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森林づくりの推進

①　森林整備事業＜公共＞　　１，６５３億円

・森林吸収源の機能強化や国土保全に資する、森林の集積・集約化に向けた間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良、林野火災対策、クマ・シカ等対策、花粉発生源対策としてのスギ人工林の伐採・植替えや路網の整備等を推進　　（１，２７１億円）　＜５２３億円＞

②　治山事業＜公共＞　　８１６億円

・大規模災害の被害拡大防止に資する国直轄での集中的な復旧整備、予防治山対策による、生活環境基盤の確保に資する緊急輸送道路等の保全など、治山対策を効果的・効率的に推進　　（６２８億円）　＜３４０億円＞

鳥獣被害防止対策等

４億円

・鳥獣被害の防止に向け、森林における効果的・効率的なシカ捕獲等の取組を推進　　（１億円）　＜１．８億円＞

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

９１５億円の内数

・地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援　　（７６２億円の内数）　＜－＞

参考資料

○「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業・・・１

○スマート林業等新技術推進総合対策・・・・・・・・・２

○森林循環利用・付加価値創出対策・・・・・・・・・・３

○森と木の人材育成・確保総合対策・・・・・・・・・・４

○森林の総合保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・５

○花粉症解決に向けた総合対策・・・・・・・・・・・・６

○森林整備事業＜公共＞・・・・・・・・・・・・・・・７

○治山事業＜公共＞・・・・・・・・・・・・・・・・・８

「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業

令和９年度予算概算要求額　8,341百万円（前年度 － ）

＜対策のポイント＞

新たな森林・林業基本計画に基づく「森の国・木の街」の実現に向けて、**川上から川下までの地域の関係者の連携**による**生産性・付加価値向上等の取組に対して関連事業で優先枠等を設け、国産材サプライチェーンの強靱化を集中的に支援**します。

＜事業目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（35百万m³［令和６年］→ 40百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

都道府県が策定する「森の国・木の街創造連携計画」（仮称）に基づき、**川上から川下が連携して取り組む森林の集積・集約化、スマート林業技術の実装、木材製品の付加価値向上・需要拡大、路網等の基盤整備といった生産性・付加価値向上等の取組**について、森林循環利用・付加価値創出対策等の関連事業において**優先枠の設定等の優遇措置を設け、集中的に支援**します。

【優先枠等を設ける事業】

1.森林循環利用・付加価値創出対策のうち、森林集約・循環利用対策交付金
（森林集積・集約地域活動支援対策、路網整備、先進的な林業機械等の導入、木材加工流通施設等、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備、林業の多様な経営体の確保・育成）

2.スマート林業等新技術推進総合対策のうち、スマート林業の推進に向けたデジタル情報の基盤整備、林業DX推進対策

3.森と木の人材育成・確保総合対策のうち、木造建築物の設計者・施工者育成

＜事業の流れ＞

国 → 定額（1/2、1/3以内等） → 都道府県 → 林業経営体等（１の事業）

国 → 定額（1/2以内等） → 都道府県、民間団体等（２、３の事業）

＜事業イメージ＞

森の国・木の街創造連携計画（仮称）（都道府県が作成）

［主な記載内容］
- 地域の強みを活かす森林・林業・木材産業の将来像
- 各種取組の方針や森林・林業基本計画と連動した目指す将来見込の設定

＜各種取組のイメージ＞
- ○林業適地のゾーニング
- ○森林の集積・集約化
- ○路網等の基盤整備
- ○スマート林業技術の実装
- ○木材製品の付加価値向上需要拡大

- 計画の作成と合わせて川上から川下までの関係者・企業、一般市民等による協議会等の場を設け、木材に係るコスト構造（※）等の相互理解の醸成や、再造林基金・森林J-クレジット等の活用等の民間投資の呼込みに向けた取組

※再造林や素材生産から木材加工、消費に至るまでの木材に係るコストのことを指す

集中的に支援を行う取組

左記の計画に基づいて行われる以下の先進的な取組等に対して、森林循環・付加価値創出対策等の関連事業で優先枠の設定等の優遇措置を設け、集中的に支援

【主な取組】

①森林の集積・集約化
- リモートセンシングデータ等を活用した省力的な境界明確化等



②路網整備・機能強化等、省力・低コスト再造林
- 木材供給に直結する路網整備等



③スマート林業技術の実装
- 遠隔操作、自動運転、データ連携等のスマート林業機械の導入、地域における林業DXの推進



④木材製品の付加価値向上・需要拡大
- 大径材を用いて付加価値の高い製品を生産する木材加工流通施設整備等やそれらを活用する木造公共建築物の整備等
- 上記の施設整備と一体的に行う原木流通のICT化や需給・価格・コスト情報の共有促進等の対策



＜関連する事業のイメージ＞

「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業 83億円	森林循環利用・付加価値創出対策 186億円
	スマート林業等新技術推進総合対策　7億円
	森と木の人材育成・確保総合対策　57億円

［お問い合わせ先］　林野庁計画課　（03-6744-2082）

スマート林業等新技術推進総合対策

令和９年度予算概算要求額　663百万円（前年度 263百万円）

＜対策のポイント＞

林業における労働安全の確保、労働負荷の軽減、労働生産性及び収益性の飛躍的な向上を図るため、スマート林業技術の現場実装ビジョン及び木質系新素材の社会実装ビジョンに基づき、**デジタル情報の基盤整備**、**スマート林業技術の導入環境整備**、フィジカルＡＩ等の先端技術を活用した**スマート林業機械・機器等や木質系新素材の開発・実証**、地域一体での**林業ＤＸの実現に向けた活動等**を支援します。

＜事業目標＞

○　地域一体での林業ＤＸの実現に向けた取組の普及（デジタル林業戦略拠点数25　［令和12年度まで］）

○　地域の木質資源を活用した付加価値の高い木質系新素材の開発・実装（木質系新素材の国産材使用量１万㎥　［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．スマート林業の推進に向けた基盤・環境整備

ＡＩにも対応可能な高度化・デジタル化した森林資源情報の情報基盤整備の支援、デジタル技術を活用した林地台帳更新ツールの整備等を実施します。また、林業分野への新技術導入を加速するため、全国規模のプラットフォーム等の機能を有する**森ハブ®の運営支援**、**安全のためのルール整備**を実施します。

①　スマート林業の推進に向けたデジタル情報の基盤整備事業

②　スマート林業技術導入環境整備事業

２．戦略的技術開発・実証事業

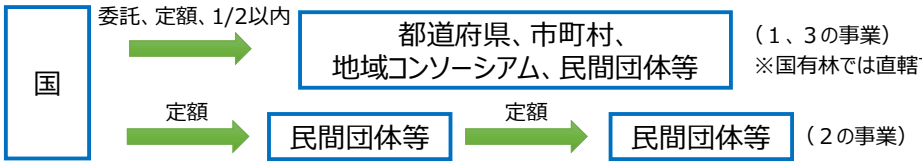
フィジカルＡＩ等の次世代技術を含む**スマート林業機械・機器等**や、地域の木質資源の高付加価値利用に資する**改質リグニンの開発・実証等**を支援します。

３．林業DX推進対策

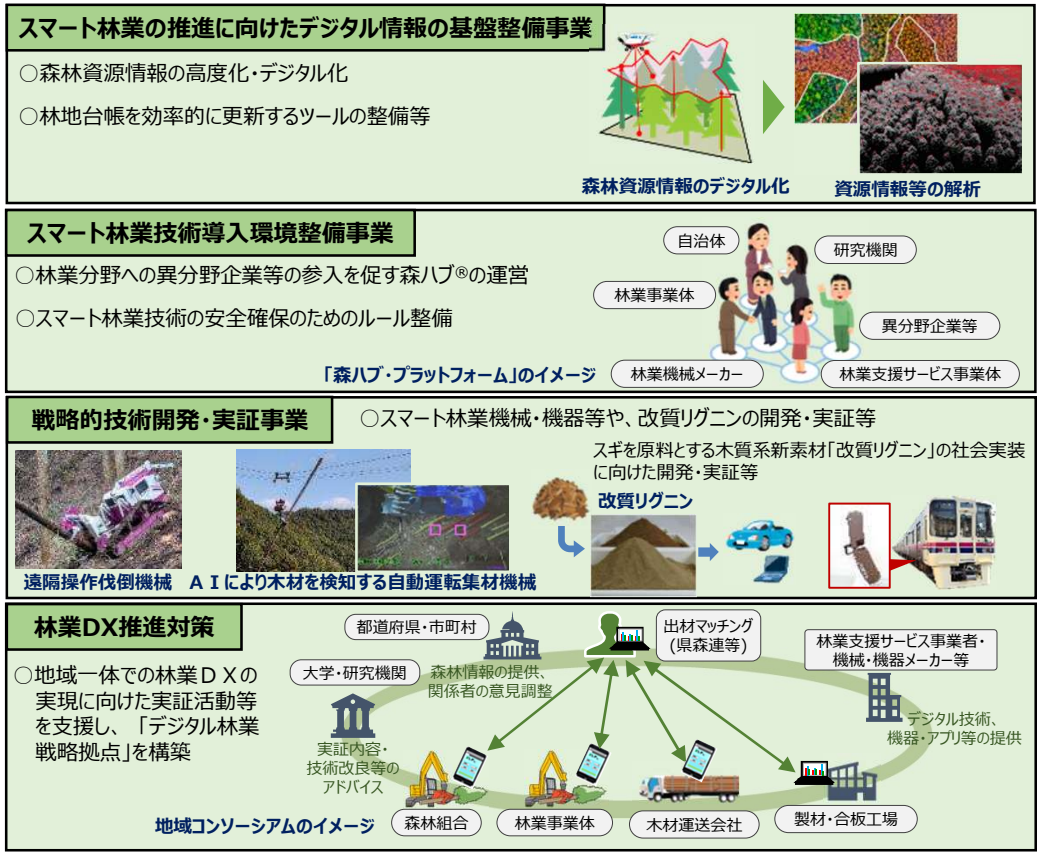
地域の多様な関係者が一体となって取り組む**林業DXの実現に向けたデジタル林業戦略拠点構築等**を支援します。

※１及び３の一部の事業については、「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業において都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画（仮称）に基づく取組について、集中的に支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］　林野庁研究指導課　（03-3501-5025）

森林循環利用・付加価値創出対策

令和９年度予算概算要求額　18,552百万円（前年度 9,228百万円）

＜対策のポイント＞

森林資源の循環利用と**付加価値の創出を推進**し、林業・木材産業の成長を持続可能なものとしていくため、**林業・木材産業の基盤整備、集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、森業を通じた森林価値の創造、非住宅分野の木造化等**、川上から川下までの取組を支援します。

＜事業目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（35百万m³［令和６年］→ 40百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．森林集約・循環利用対策

路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、**集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、苗木の生産技術・生産性の向上**等の取組や、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する**木造公共建築物、木材加工流通施設の整備**等を支援します。一部の事業については、「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業において都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画（仮称）に基づく取組について、集中的に支援します。

２．「森業」推進プロジェクト

山村地域の活性化に向け、**里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、森業を通じた森林価値創造**、森林に関する**TNFD開示(※)手法の確立のための実証**等の取組を支援します。　※自然関連財務情報開示

３．林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う**機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化**を図ります。

4．木材等の付加価値向上・需要拡大対策

JAS構造材やCLT等の多様な木質材料を活用した**木造化、合理的な木材価格の形成**の促進、**CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、木育等**を通じた消費者等の理解醸成の促進、**特用林産物の競争力強化**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

※国有林においては、直轄で実施

国
- 定額（1/2、1/3以内等）→ 都道府県 → 林業経営体等（１の事業の一部）
- 定額（1/2、1/3以内等）→ 民間団体等 → 定額（1/2、1/3以内等）→ 民間団体等（１、２、４の事業の一部）
- 定額（1/2、1/3以内等）、委託 → 民間団体等（市町村を含む）（１、２、４の事業の一部、３の事業）

＜事業イメージ＞

森林集約・循環利用対策

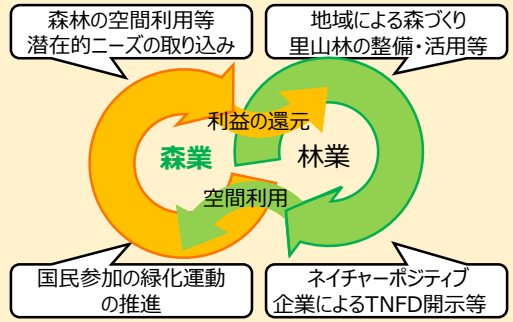

路網整備


集積・集約化に向けた合意形成活動


先進的な林業機械の導入


木材加工流通施設の整備

「森業」推進プロジェクト



林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業
○林業信用保証事業
○木材加工設備等リース導入支援

木材等の付加価値向上・需要拡大対策


ＪＡＳ構造材・ＣＬＴ等による木造化



木育等を通じた消費者等の理解醸成

［お問い合わせ先］

（１の事業）　林野庁計画課　（03-6744-2082）
（２の事業）　森林利用課　（03-6744-2409）
（３の事業）　企画課　（03-3502-8037）
（４の事業）　木材産業課　（03-6744-2293）

森と木の人材育成・確保総合対策

令和９年度予算概算要求額　5,731百万円（前年度 4,882百万円）

＜対策のポイント＞

林業の持続的かつ健全な発展に向け、**新規就業者の確保・育成**、キャリアアップやスキル向上等を通じた**定着**、**林業経営体の経営等を担う人材**の育成、**労働安全対策強化**や**木造建築物の設計者育成**等を進め、**森林・林業・木材産業を支える担い手**の確保を推進します。

＜事業目標＞

○　安全かつ効率的な技術を新たに有した従事者数（15百人［令和12年度］）　○　林業の労働災害発生率（死傷年千人率16［令和12年］）

○　長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体数（1,800経営体［令和12年度］）

＜事業の内容＞

１．森林・林業担い手育成総合対策

①「緑の雇用」担い手確保支援事業
新規就業者への**体系的な研修**、**現場技能者のキャリアアップ研修**等を支援します。

②　緑の青年就業準備給付金事業
林業大学校等で学ぶ**林業経営も担い得る有望な者**を支援します。

③　未来の林業後継者支援事業
高校生等を対象とする**林業への就業促進活動**、**女性林業者の活動等**を支援します。

④　技能評価・外国人材受入円滑化対策
技能評価の推進、**外国人材の円滑な受入れに必要な取組**を支援します。

⑤　森林プランナー育成対策
集積・集約化、林業経営を担う**森林プランナーの育成に向けた取組**を支援します。

⑥　林業労働安全強化対策
労働災害を未然に防止するため、**安全診断、研修の実施**等を支援します。

⑦　森林の集積・集約化等促進技術者育成・実践対策
集積・集約化に資する**技術者の養成・能力向上等**の取組を推進します。

２．木材産業人材確保促進対策

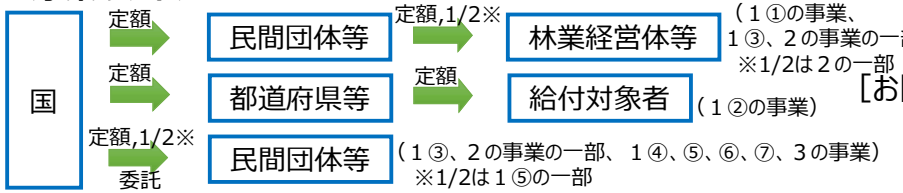
木材産業における**安全性向上**、**国内人材確保**、**外国人材受入れに向けた取組**を支援します。

３．木造建築物の設計者・施工者育成

木造建築物を担う**設計者・施工者の育成**、**専門家派遣等の技術的サポート**を支援します。

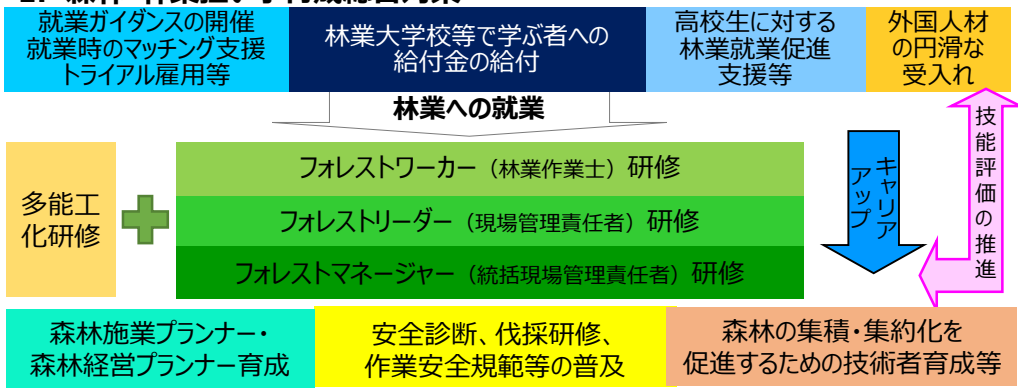
※　３の一部の事業については、「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業において都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画（仮称）に基づく取組について、集中的に支援します。

＜事業の流れ＞

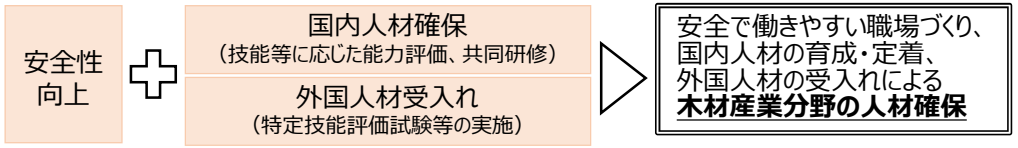


＜事業イメージ＞

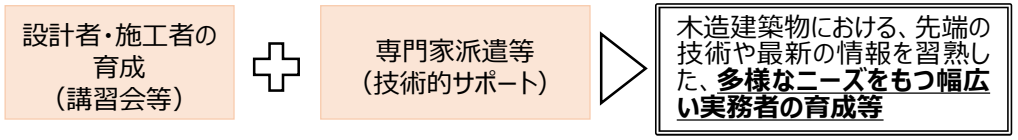
１．森林・林業担い手育成総合対策



２．木材産業人材確保促進対策



３．木造建築物の設計者・施工者育成



［お問い合わせ先］
（１①、②、④～⑥の事業）　林野庁経営課　（03-3502-1629）
（２、３の事業）　木材産業課　（03-6744-2293）
（１③、⑦の事業）　研究指導課　（03-3502-5721）

森林の総合保全対策

令和９年度予算概算要求額　2,244百万円（前年度 698百万円）

＜対策のポイント＞

効果的・効率的なシカ捕獲等の取組や、**森林病害虫等による被害の抑制、世界自然遺産の森林生態系の保全管理**を通じ、**森林の総合的な保全対策を推進**します。

＜事業目標＞

○　人工造林面積に対するシカ被害発生面積の割合［10%（令和５年度）→８%（令和１２年度）］
○　保全すべき松林の被害率を全国的に１%未満の「微害」に抑制［毎年度目標］
○　世界自然遺産（５地域）の指定を維持［毎年度目標］

＜事業の内容＞

１．シカ等による森林被害緊急対策事業

林業関係者と地域関係者が連携したシカ捕獲等を推進するため、シカ捕獲ポイントの特定調査など、**効率的な捕獲に必要な取組**を実施、支援するとともに、**再造林地でのシカ捕獲・防護手法の実証**支援や国有林野における**国土保全のための広域的なシカ捕獲**を実施します。

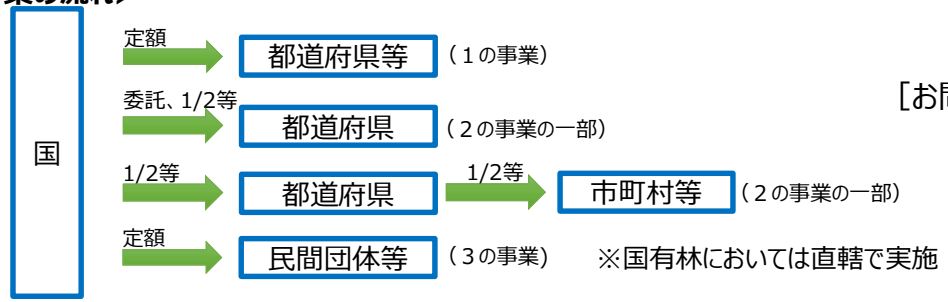
２．森林病害虫等被害対策事業

森林病害虫等による被害抑制のため、被害が拡大している**東北地方等において農林水産大臣命令による防除を実施**するとともに、**地方公共団体等が行う防除を支援**します。併せて**被害が拡大している地域の国有林における被害木の駆除及び薬剤の予防散布等を実施**します。

３．世界遺産の森林生態系保全対策事業

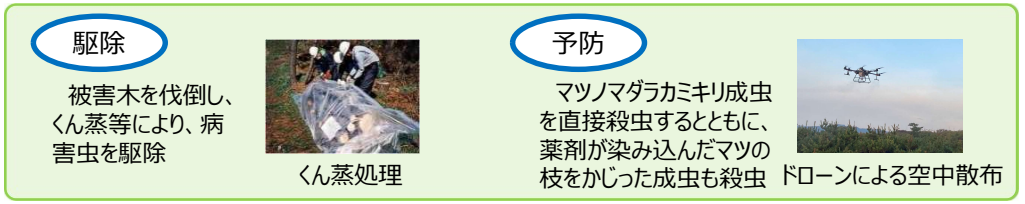
我が国の世界自然遺産の森林生態系を適切に保全管理し、世界遺産としての資質の維持・増進を図るため、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」において**必要な技術開発、科学的知見の収集を実施**します。

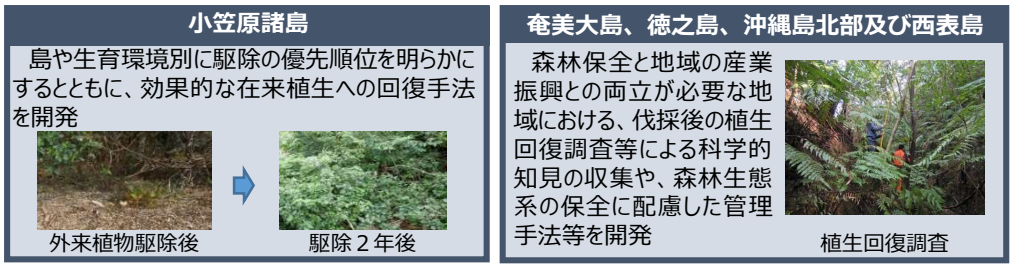
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞







［お問い合わせ先］
（１の事業）　林野庁研究指導課　（03-3502-1063）
林野庁経営企画課　（03-6744-2321）
（２の事業）　林野庁研究指導課　（03-3502-1063）
林野庁業務課　（03-6744-2325）
（３の事業）　林野庁森林利用課　（03-3502-8520）

花粉症解決に向けた総合対策

令和９年度予算概算要求額　7,287百万円（前年度 35百万円 ）

＜対策のポイント＞
「花粉症対策初期集中対応パッケージ」に基づく総合的な対策として、**スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉の飛散防止、スギ花粉米の安全性・有効性の検証を推進**します。

＜事業目標＞
スギ花粉の発生量の削減（令和２年度比　約２割削減［令和15年度まで］、５割削減［令和35年度まで］）

＜事業の内容＞

１．花粉の少ない森林への転換促進総合対策

① **スギ人工林の伐採・植替え等の加速化**
スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する**路網整備**や**伐採・植替えの一貫作業**、森林所有者への働きかけ支援による**森林の集約化**や、**花粉発生源対策に係る普及啓発等**を支援します。

② **スギ材の需要拡大**
住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、スギ材の活用に向けた**技術開発**、**集成材工場や保管施設等の整備**、建築物等への**スギ材利用の機運の醸成**を支援します。

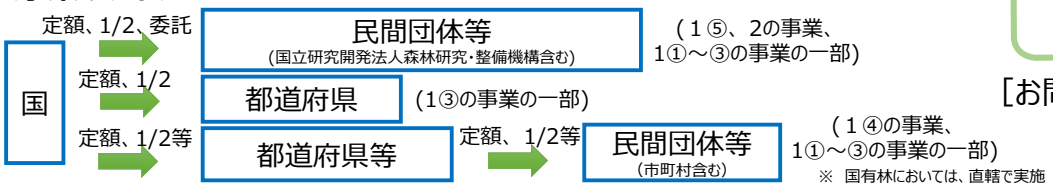
③ **花粉の少ない苗木の生産拡大**
官民を挙げた苗木増産体制の強化、**細胞増殖技術**を活用した**苗木大量増産技術**の開発、花粉の少ない苗木の**広域流通**等を支援します。

④ **林業の生産性向上及び労働力の確保**
意欲ある木材加工業者等に対する**先進的な林業機械等の導入**を支援します。

⑤ **花粉飛散量の予測・飛散防止**
花粉飛散予測に資する**スギ雄花の花芽調査**等や**森林資源情報の高度化**、**花粉の飛散防止剤**の実証試験・環境影響調査を支援し、社会実装を加速化します。

２．スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証
実用化に向けた作用機序の解明、安全性・有効性のデータの取得等を進めます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化
スギ人工林伐採重点区域において**・伐採・植替えの一貫作業と路網整備**を推進
・森林所有者への働きかけ支援による**森林の集約化**の促進
・花粉発生源対策に係る**普及啓発**


<路網の整備>

<再造林>

スギ材需要の拡大
・住宅分野における**スギJAS構造材等の利用促進**
・スギ材活用に向けた**技術開発**
・集成材工場、保管施設等の整備
・建築物等への**スギ材利用の機運の醸成**


<スギJAS集成材>

花粉の少ない苗木の生産拡大
・森林研究・整備機構による**原種苗木増産**
・都道府県による**種穂増産**
・民間事業者による**苗木生産施設及び生産体制の強化**
・細胞増殖による苗木大量増産技術の開発
・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への**供給の促進**
・ヒノキ原種増産技術の開発


<原種増産施設>

<閉鎖型採種園>

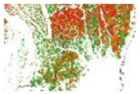
林業の生産性向上及び労働力の確保
・意欲ある木材加工業者等に対する**先進的な林業機械等**の導入


<遠隔操作伐倒機械>

<ICTハーベスタ>

飛散対策

スギ花粉飛散量の予測
・スギ雄花の着花状況の調査等の実施
・花粉飛散予測に向けた**森林資源情報の高度化**を推進


<林相区分図の整備>

スギ花粉の飛散防止
・森林現場で**スギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査**を支援


<花粉飛散防止剤により枯死した雄花>

発症・曝露対策

スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証
・スギ花粉米（※）の実用化に向けた作用機序の解明、理論を裏付ける安全性・有効性のデータの取得　等

※構造を改変したスギ花粉症の原因物質をコメに蓄積させ、免疫寛容を誘導する新しい治療法



［お問い合わせ先］　（１の事業）林野庁森林利用課（03-3501-3845）
（２の事業）農林水産技術会議事務局研究開発官室
（基礎・基盤、環境）（03-3502-0536）

森林整備事業＜公共＞

令和９年度予算概算要求額　165,273百万円（前年度 127,133百万円）

＜対策のポイント＞

森林吸収源の機能強化や国土強靱化、森林の集積・集約化の加速化に資する、**間伐、主伐後の再造林、林道の開設・改良等**の推進に加え、**林野火災対策**、**クマ類等対策**、花粉発生源対策としての**伐採・植替え、路網整備等を推進**します。

＜事業目標＞

○　人工造林面積　3.5万ha〔令和６年度〕→　4.5万ha〔令和12年度〕
○　スギ花粉の発生量の削減（令和２年度比　約２割削減［令和15年度まで］、５割削減［令和35年度まで］）

＜事業の内容＞

１．間伐や再造林、路網整備等

①　省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進するとともに、基盤となる**林道の開設・改良等**を推進します。

②　森林資源の循環利用に向け、**林業適地における重点的な林道の整備や確実な再造林等**を推進します。

③　花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を推進します。

２．豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

①　豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、市町村等の**公的主体による復旧・整備**を推進するとともに、**防災上重要な幹線林道の整備**を推進します。

②　林野火災対策として、**防火機能の高い林道や延焼防止に資する防火林帯の整備**を推進するとともに、クマ類等の対策として、**人の生活圏への出没防止に向けた緩衝林帯の整備や、生息環境整備のための広葉樹林化等**を推進します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2、3/10等）→ 都道府県、市町村、森林所有者等（１の事業、２の事業の一部）
国 →（定額）→ 国立研究開発法人森林研究・整備機構（２の事業の一部）

※　国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

間伐や再造林、路網整備等

造林の省力化・低コスト化や間伐等の推進
路網整備の推進により再造林等を後押し


低密度植栽による再造林


間伐


幹線林道の整備

森林資源の循環利用


公益的機能の持続的発揮

林業適地における重点的な林道の整備や確実な再造林等を推進


林道の整備


造林


下刈り

花粉発生源対策として伐採・植替えの一貫作業や路網整備等を推進


伐採・植替えの一貫作業

豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等における復旧・整備や防災上重要な幹線林道の整備を推進


台風による風倒木被害


奥地水源林


幹線林道のり面保全

林野火災や人身被害の多発するクマ類への対策となる森林整備を推進


防火林帯の整備


緩衝林帯の整備

［お問い合わせ先］　林野庁整備課　（03-6744-2303）

治山事業＜公共＞

令和９年度予算概算要求額　81,619百万円（前年度 62,784百万円）

＜対策のポイント＞

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、**大規模災害の被害拡大防止に資する国直轄での集中的な復旧整備、まとまったエリア・期間における総合的な防災・減災対策、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の確保に資する緊急輸送道路等への予防保全など、治山対策を効果的・効率的に推進**します。

＜事業目標＞

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落［令和５年度］→約60.5千集落［令和10年度］）

＜事業の内容＞

１．大規模災害の被害拡大防止に向けた国直轄による集中的な復旧整備

複合的な要因による山地災害など、同一地域における大規模災害等による被害の拡大を防ぐため、**災害復旧等事業に引き続き、再度災害の発生を防止するため集中的な復旧整備を国直轄で実施**します。

２．社会情勢の変化等を踏まえた治山対策の推進

①　**山村地域に住む居住者の安全・安心**のため、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の確保に資するよう、**緊急輸送道路、迂回路の無い道路及び津波避難路への予防保全対策を推進**します。

②　気候変動の影響による**極端な大雪時の被害に備える**ため、**なだれ危険箇所における、なだれ防止施設の機能強化・老朽化対策を推進**します。

このほか、**農山漁村地域整備交付金**において、

③　地域の防災力強化に向け、**まとまったエリア・期間**を設定し、地域との調整により策定した全体計画に基づく**治山施設の設置と合わせた各種対策による総合的な防災・減災対策を実施**します。

（関連事業）特殊地下壕対策災害関連事業

治山施設等の復旧に伴い対策が必要な特殊地下壕等の埋め戻し、防災処理等を実施するものについて、**実施期間を令和13年度まで延長**します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2等）→ 都道府県

※　国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

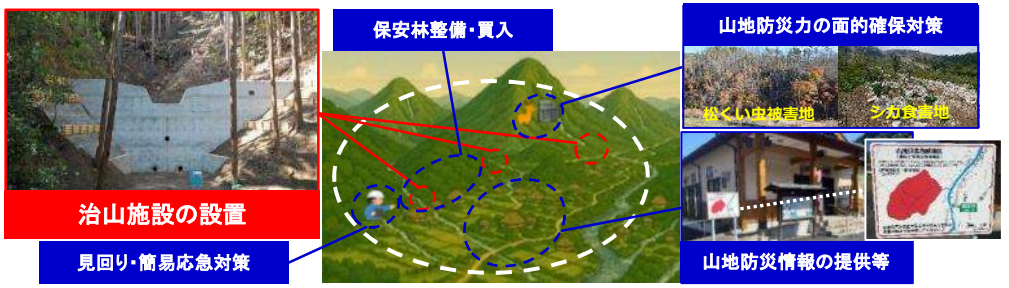
＜事業イメージ＞

○大規模災害の被害拡大防止に向けた国直轄による集中的な復旧整備



大規模災害の発生　　集中的な復旧整備の実施

○社会情勢の変化等を踏まえた治山対策の推進



まとまったエリア・期間を設定した総合的な防災・減災対策



緊急輸送道路等への予防保全対策



なだれ防止施設



なだれ防止施設の効果発揮事例



森林内の特殊地下壕

［お問い合わせ先］　林野庁治山課　（03-6744-2308）

令 和 ９ 年 度

企 画 課 関 係 予 算

概 算 要 求 の 概 要

○ 森林循環利用・付加価値創出対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

林業・木材産業金融対策（組替新規） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

林業施設整備等利子助成事業（組替新規） ・・・・・・・・・・・・・・・・・３

林業信用保証事業（組替新規） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

○ 災害復旧関係資金利子助成事業（継続） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

令 和 ８ 年 ８ 月

林野庁

森林循環利用・付加価値創出対策

令和９年度予算概算要求額　18,551,807千円（前年度 9,227,997千円）

＜対策のポイント＞

森林資源の循環利用と**付加価値の創出を推進**し、林業・木材産業の成長を持続可能なものとしていくため、**林業・木材産業の基盤整備、集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、森業を通じた森林価値の創造、非住宅分野の木造化等**、川上から川下までの取組を支援します。

＜事業目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（35百万m³［令和６年］→　40百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．森林集約・循環利用対策

路網整備、省力・低コスト再造林等の取組を一体的に支援するとともに、**集積・集約化、先進的な林業機械等の導入、苗木の生産技術・生産性の向上**等の取組や、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する**木造公共建築物、木材加工流通施設の整備**等を支援します。一部の事業については、「森の国・木の街」創造連携イニシアティブ事業において都道府県が策定する森の国・木の街創造連携計画（仮称）に基づく取組について、集中的に支援します。

２．「森業」推進プロジェクト

山村地域の活性化に向け、**里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、森業を通じた森林価値創造**、森林に関する**TNFD開示(※)手法の確立のための実証**等の取組を支援します。　※自然関連財務情報開示

３．林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う**機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化**を図ります。

4．木材等の付加価値向上・需要拡大対策

JAS構造材やCLT等の多様な木質材料を活用した**木造化、合理的な木材価格の形成**の促進、**CLT等の輸出促進、木質バイオマスの利用環境整備、木育等**を通じた消費者等の理解醸成の促進、**特用林産物の競争力強化**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

※国有林においては、直轄で実施

国
- 定額（1/2、1/3以内等）→ 都道府県 → 林業経営体等　（１の事業の一部）
- 定額（1/2、1/3以内等）→ 民間団体等 → 定額（1/2、1/3以内等）→ 民間団体等　（１、２、４の事業の一部）
- 定額（1/2、1/3以内等）、委託 → 民間団体等（市町村を含む）　（１、２、４の事業の一部、３の事業）

＜事業イメージ＞

森林集約・循環利用対策

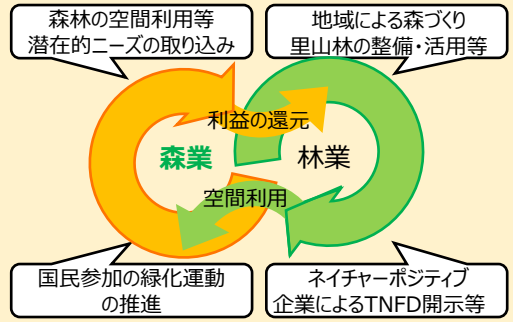

路網整備


集積・集約化に向けた合意形成活動


先進的な林業機械の導入


木材加工流通施設の整備

「森業」推進プロジェクト



林業・木材産業金融対策

○林業施設整備等利子助成事業
○林業信用保証事業
○木材加工設備等リース導入支援

木材等の付加価値向上・需要拡大対策


ＪＡＳ構造材・ＣＬＴ等による木造化



木育等を通じた消費者等の理解醸成

［お問い合わせ先］

（１の事業）　林野庁計画課　（03-6744-2082）
（２の事業）　森林利用課　（03-6744-2409）
（３の事業）　企画課　（03-3502-8037）
（４の事業）　木材産業課　（03-6744-2293）

森林循環利用・付加価値創出対策のうち

林業・木材産業金融対策

令和９年度予算概算要求額　499,790千円（前年度 458,387千円）

＜対策のポイント＞

意欲と能力のある林業経営者等が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化等を図ります。

＜事業目標＞

○　国産材の供給・利用量の増加（35百万m³［令和６年］→　40百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

１．林業施設整備等利子助成事業

意欲と能力のある林業経営者や自然災害の被害を受けた林業経営者等が（株）日本政策金融公庫から資金を借り入れる場合等の利子について、**最大２%、最長10年間助成**します。

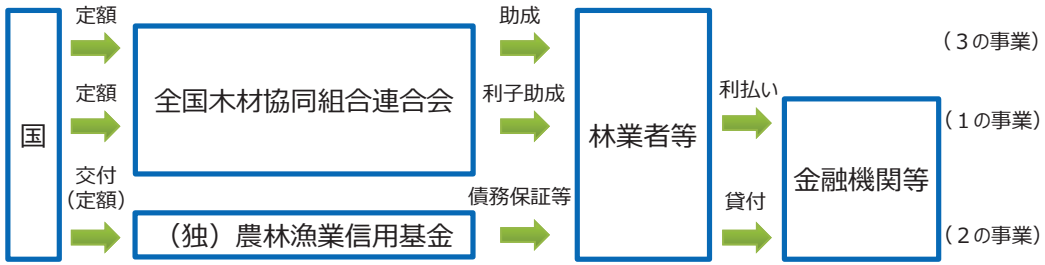
２．林業信用保証事業

林業者等に対する**融資の充実・円滑化**を図るため、（独）農林漁業信用基金に対し、債務保証に係る**保証料率を軽減し、信用基金の財務基盤等**を維持するために必要な経費等を支援します。

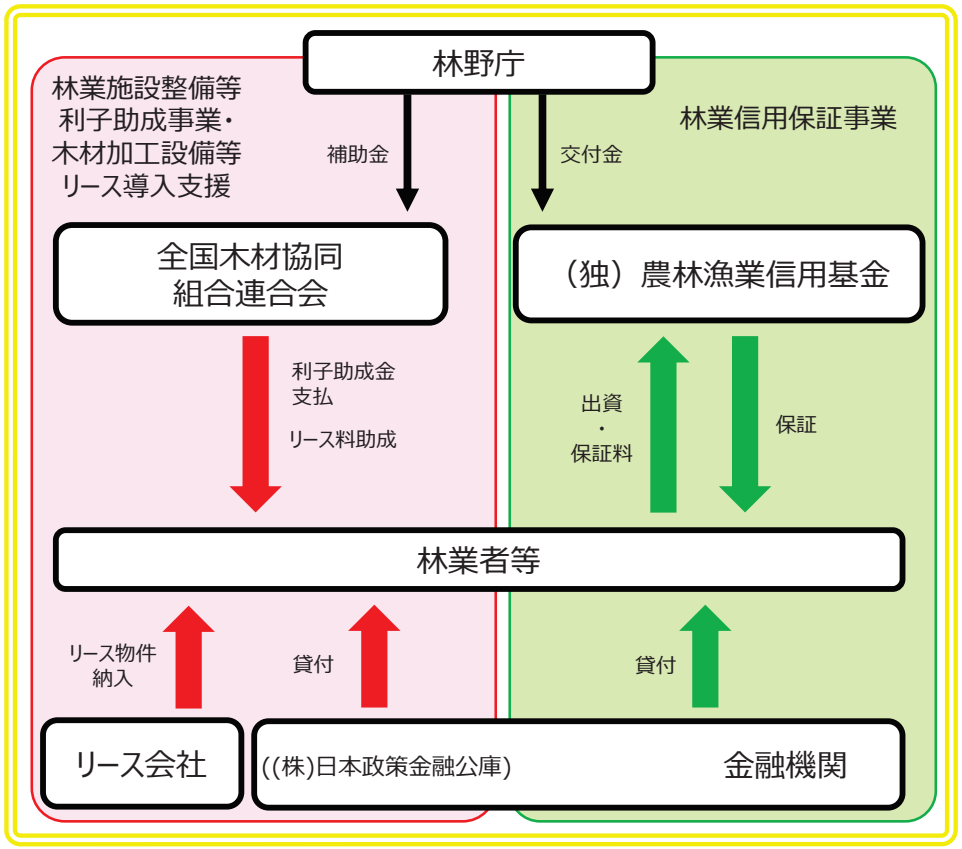
3．木材加工設備等リース導入支援

地域材供給力の増大と品質の安定・向上に資する木材加工設備等の導入に当たり、**導入手段の多様化と入手コストの軽減**等を図るため、**リースによる導入経費の一部を支援**します。　※後年度負担分のみ

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］　林野庁企画課　（03-3502-8037）
木材産業課　（03-6744-2292）

森林循環利用・付加価値創出対策のうち林業・木材産業金融対策のうち

林業施設整備等利子助成事業（組替新規） 令和９年度予算概算要求額 352,990千円（前年度310,687千円）

＜対策のポイント＞

森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、**意欲と能力のある林業経営者等の資金調達に係る負担を軽減**することで、効率的な作業システムによる生産量の増大や生産性の向上、低コスト化等による経営の安定化を図り、木材の安定供給体制の構築に貢献します。

＜事業の内容＞

１．意欲と能力のある林業経営者等の支援

森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられるとして都道府県が公表した林業経営者や**木材の生産・加工・流通の合理化に取り組む**者として都道府県知事の認定を受けた林業経営者等を支援するため、（株）日本政策金融公庫等が融通する**森林取得資金、農林漁業施設資金等**を借り入れる場合に、**最大２%、最長５年間の利子助成**を行います。

２．被災林業経営者等の支援

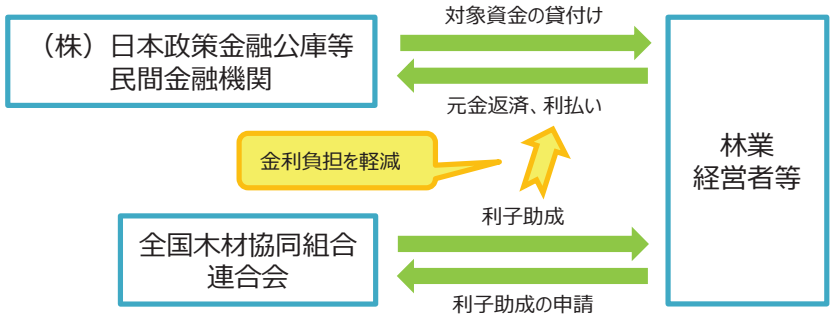
被災した造林地、林道、林業施設等の復旧に取り組む林業経営者等を支援するため、（株）日本政策金融公庫等が融通する**農林漁業セーフティネット資金等**を借り入れる場合に、**最大２%、最長10年間の利子助成**を行います。

※１及び２における融資枠：70億円

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



	対象資金
森林経営管理法に基づき公表された者	農林漁業施設資金 森林取得資金 林業構造改善事業推進資金 資産分散防止にかかる資金
木材の加工・流通の合理化に取り組む者	農林漁業施設資金
自然災害の被害等を受けた林業経営者等	農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金 林業基盤整備資金

※　その他、原油価格・物価高騰対策等として措置された林業者の既往債務の借り換えにかかる利子助成の後年度負担がある。

［お問い合わせ先］林野庁企画課（03-3502-8037）

森林循環利用・付加価値創出対策のうち林業・木材産業金融対策のうち

林業信用保証事業（組替新規）

令和９年度予算概算要求額　141,800千円（前年度141,800千円）

＜対策のポイント＞

森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う林業信用保証業務に対し、以下の支援を行うことで**林業者等に対する融資の充実・円滑化**を図ります。

＜事業の内容＞

1. 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業　**73,000（73,000）千円**

債務保証に係る**保証料率を軽減**するとともに、**信用基金の財務基盤を維持**します。

2. 保証活用支援事業　**16,000（16,000）千円**

以下の①～③のために必要な資金の借入れに係る**保証料を免除**するための経費を支援します。

① **災害復旧支援タイプ**　重大な災害からの復旧
② **事業承継・創業等支援タイプ**　事業承継・創業等
③ **集積・配分支援タイプ**　森林経営管理法に基づく森林の集積・集約化の促進

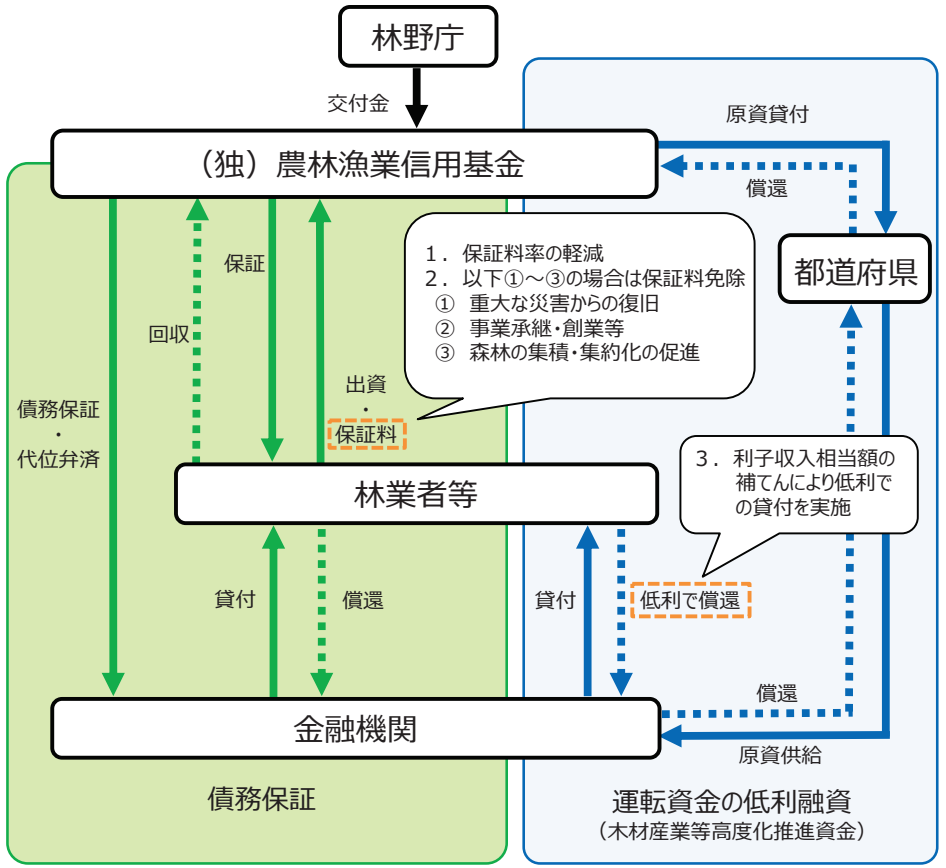
3. 木材産業等高度化推進資金事業　**52,800（52,800）千円**

林業経営の合理化や木材の安定供給等に取り組む林業者等に対し、**運転資金の低利融資を実施**するために必要な経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜林業信用保証事業の仕組＞



［お問い合わせ先］林野庁企画課（03-3502-8037）

災害復旧関係資金利子助成事業（継続）

【令和９年度予算概算要求額　9,456千円（令和８年度当初予算額　14,218千円）】

＜対策のポイント＞
被災した林業経営者の災害復旧・復興に必要な資金について、**金利の負担軽減**を図ります。

＜政策目標＞
災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

＜事業の内容＞

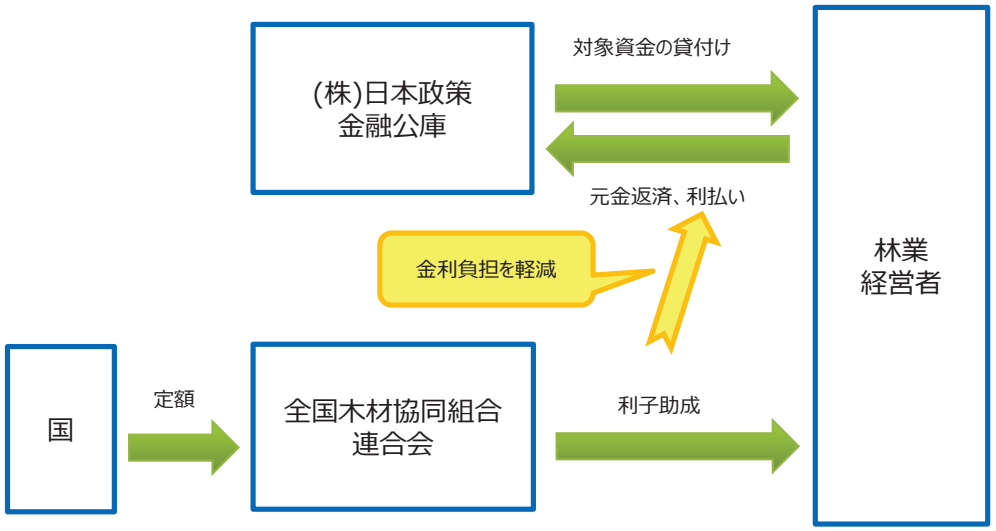
１．災害復旧関係資金利子助成事業

○　**福島県内に事業拠点を有し、東日本大震災により被害を受け、原子力災害の影響を受けている林業経営者**が、被害造林地、林道、林業施設等の復旧・復興及び資金繰りのために、**過年度に借り入れた**株式会社日本政策金融公庫の林業基盤整備資金、農林漁業施設資金及び農林漁業セーフティネット資金に係る金利負担に対して、**引き続き利子助成**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞







［お問い合わせ先］林野庁企画課（03-3502-8037）

令和８年８月
林　野　庁

令和９年度　税制改正要望（林野関係）

１　軽油引取税の課税免除の特例措置の３年延長（軽油引取税）

２　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の２年延長（不動産取得税）

３　農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（３年間、1/2）の２年延長（固定資産税）

４　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（７%）［中小企業投資促進税制］の２年延長等（所得税・法人税）

【経産省等４省共管】

５　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金３千万円超の法人は７%）［中小企業経営強化税制］の拡充等（所得税・法人税）

【経産省等４省共管】

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱①

○ 「中間とりまとめ」（令和８年７月29日社会保障国民会議）及び「「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」（令和８年８月５日閣議決定）に基づき、
- これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（支援金）を導入する。
- その際、令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、２年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。
- 支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。

○ こうした考え方の下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずる。

目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に２年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合（純負担率）を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

飲食料品に係る２年間の消費税率引下げ

- 期間　**令和９年４月１日から**令和11年３月31日までの**２年間**
- 対象範囲　**軽減税率の対象となっている飲食料品**
  ※１　税率１％の対象となる飲食料品の範囲は、税率８％時から変更はない
  ※２　税率８％の軽減税率が適用されている「週２回以上発行される新聞の定期購読分」については、今般の税率引下げの対象外
- 税率　**１％**（国税0.78%と地方税0.22%相当分の合計）

実施のための所要の措置

① 本則課税事業者に移行するための特例
- 還付申告が可能な本則課税に移行するため、**届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例**や、
- **簡易課税のいわゆる２年縛りを解除する特例**を設ける。

② 簡易課税制度の特例
- 簡易課税制度の場合に、軽減税率が適用される**飲食料品の販売について、税額が発生しない特例**を設ける（売上税額と同額の仕入税額を控除）。

③ 総額表示義務の特例
- 消費者にとっては総額表示が分かりやすいことも踏まえ、**総額表示義務は維持**しつつ、総額表示に直ちに対応することが**困難な場合**、税率変更の前後の**最大各２か月間**、飲食料品は**８％又は１％での総額が表示されていればよい**こととする（実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件）。

④ 中間申告制度の特例
- **来年４月以降の中間申告について、新税率（１％）で再計算した前年税額に基づく中間申告**を可能とする。

⑤ 予約販売・通信販売の経過措置
- 定期供給契約による予約販売（例：１年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く）については、**来年１月１日前に契約を締結**し、**来年４月１日前に対価を領収している**場合、**引下げ前の税率（８％）を適用して申告納税する経過措置**を設ける（通信販売についても、来年１月１日前に条件提示、来年４月１日前に申し込みを受けた場合、同様の経過措置）。

※ 令和９年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補塡するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保する。

※ 事業者が準備作業に着手できるよう制度の詳細を早急に公表・広報する等、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手する（支援金制度も同様）。レジシステムの移行・改修に関する中小企業等への支援を行うとともに、緊急時における税率変更に柔軟なシステムの普及促進を図る。

農林漁業者等への対応

- 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、**資金繰りへの支援**を行う。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み**を導入することとし、**現場の納得感のある対応に万全を期す**。
- **食品事業者、外食事業者**については、税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、**資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等**を行う。特に、**外食事業者**については、**テイクアウト等の多角化の支援**を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による**影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援**を講ずる。
- **簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者**が本則課税事業者に移行する際の**相談対応**や、**税理士費用等の経費に対する支援**を行う。
- これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化**する。